

西宮市農業振興対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「補助金の取扱いに関する規則」(昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に基づき、市内の農業団体が実施する事業に要する経費の全部又は一部を補助することにより、市内農業の振興を図ることを目的とする。

(補助金対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号のとおりとし、その内容については別表に掲げるとおりとする。

- (1) 都市農業推進協議会営農研究等活動事業
- (2) 農産物品評会展示・即売事業
- (3) 経営所得安定対策等推進事業

(補助金の交付)

第3条 補助金は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助金等の取扱いに関する規則第7条に規定する補助金交付申請書を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金交付の申請を受理したときは、補助金等の取扱いに関する規則第8条の規定に基き審査等により、補助金交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付決定後、請求により交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 実績報告書は、補助金の取扱いに関する規則第14条の規定に基き、会計年度終了後60日以内に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消、又は返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 「補助金規則」第2条に定める別表記載の補助対象者の事業の運営及び活動等が困難と認められたとき。
- (3) 補助金を目的外に使用したとき。
- (4) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 次の各号に掲げる要綱は平成21年3月31日をもって廃止する。
 - (1) 西宮市都市農業推進協議会補助金交付要綱
 - (2) 西宮市農産物品評会補助金交付要綱
 - (3) 農業指導推進対策事業補助金交付要綱
 - (4) 西宮市花卉協会補助金交付要綱
 - (5) 西宮市農業青年研究会補助金交付要綱

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

別表（要綱第2条関係）

事業名	補助対象者	補助対象事業の内容	補助対象経費
都市農業推進協議会営農研究等活動事業	西宮市都市農業推進協議会	農業経営及び技術改善に関する営農研究並びに地産地消の推進事業を行う。	総会、営農技術研究の為の視察、直売所支援等に要する事業経費
農産物品評会展示・即売事業	西宮市都市農業推進協議会	西宮市農産物品評会を通して、生産技術の向上につなげ、農産物の展示、即売により農業に対する市民の理解を深める。	農業祭での農産物品評会及び即売会に要する事業経費
経営所得安定対策等推進事業	西宮市地域農業再生協議会	農業経営の改善及び国内生産力の確保を目的とした経営所得安定対策制度の趣旨及び内容の周知等を図る。	総会、推進活動及び要件確認に要する事業経費